

# 令和7年度通常理事会議事録

公益社団法人 全国市有物件災害共済会



## 公益社団法人全国市有物件災害共済会

### 令和7年度通常理事会議事録

- 1 日 時 令和8年1月28日（水）午後2時00分～2時32分
- 2 場 所 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所7階特別会議室、各理事市市役所副市長室等  
次の理事は、Web会議システム（ZOOM）により、次の場  
所で参加した。  
山 本 健 晴（札幌市副市長会議室）  
中 村 寧（旭川市会議室7D）  
藤 本 章（仙台市秘書課会議室）  
曾 根 光 広（高崎市市民対話室）  
荒 木 一 男（福井市副市長室）  
杉 野 みどり（名古屋市副市長室）  
山 下 佳 寿（津市庁舎内会議室）  
竹 内 重 貴（京都市副市長執務室）  
高 橋 徹（大阪市副市長室）  
今 西 正 男（神戸市副市長室）  
中 井 幹 晴（広島市副市長室）  
志 賀 雅 彦（美祢市副市長室）  
江 口 哲 郎（北九州市本庁舎第4応接室）  
光 山 裕 朗（福岡市副市長室）
- 3 理事総数及び定足数 理事現在数 20名 定足数 11名
- 4 出席理事 16名（以下、敬称略）  
荒木一男、今西正男、江口哲郎、志賀雅彦、杉野みどり、曾根光広、高橋徹  
（理事長職務代理者）、竹内重貴、中井幹晴、中村寧、福田紀彦（理事長）、  
藤本章、光山裕朗、山下佳寿、山本健晴、三富吉浩（常務理事）（五十音順）
- 5 欠席理事 4名  
加藤昭彦、西本能尚、比留間彰、山田啓之（五十音順）
- 6 出席監事 監事現在数 2名  
西川敏

(欠席) 遠藤幸子

## 7 議題

### 【議決事項】

議案第13号 令和8年度助成対象事業の承認及び協助金の交付額の決定について

議案第14号 会計監査人に対する報酬について

議案第15号 令和8年度事業計画書について

議案第16号 令和8年度収支予算書等について

議案第17号 職員の旅費に関する規程の全部を改正する規程の制定について

議案第18号 理事の報酬等及び費用に関する規程の一部を改正する規程の制定について

議案第19号 職員就業規則の一部を改正する規則の制定について

議案第20号 嘱託職員就業規則の一部を改正する規則の制定について

議案第21号 地区協議会等の設置に関する規程の一部を改正する規程の制定について

議案第22号 理事長の利益相反取引に係る承認について

### 【報告事項】

報告第6号 監事の報酬及び費用に関する規程の一部を改正する規程の制定について

報告第7号 中長期経営計画に関する報告について

報告第8号 代表理事の職務執行の状況について

## 8 議事の経過の要領及びその結果

### (1) 定足数の確認

福田紀彦理事長（以下「福田理事長」という。）が挨拶を行った。

続いて、議事の開始に先立ち、事務局から定款第33条第1項に基づき、福田理事長が議長に就く旨の説明を行った。

議長は、理事会の開会を宣言し、続いて、定款第34条第1項に規定する理事会の決議に必要な要件を満たしていることを事務局に確認した。

### (2) 議事の審議状況

議長は、議事録について、定款第36条に基づき、出席した代表理事及び監事が記名押印する旨を告げ、議案の審議に入った。

議案の審議については、三富吉浩常務理事（以下「三富常務理事」という。）の議案説明後に議長が採決をする形式で行った。

## 【議決事項】

ア 議案第13号 令和8年度助成対象事業の承認及び協助金の交付額の決定について

イ 議案第14号 会計監査人に対する報酬について

ウ 議案第15号 令和8年度事業計画書について

エ 議案第16号 令和8年度収支予算書等について

まず、議案第13号から第16号までを一括して、次のとおり説明を行った。

「はじめに、議案第13号についてご説明申し上げますので、1ページをお開きください。本議案は、「助成規程」第6条に基づき、令和8年度の協助金の交付決定について、承認を求めるものでございます。

1の「助成対象団体」は、公益財団法人日本都市センターほか2団体で、2の「助成対象事業及び協助金交付額」は、記載のとおりで、協助金の総額は、最下段の4に記載のとおり、前年度と同額の7千200万円でございます。

助成の対象となる事業及び団体は、いずれも助成規程に合致するものであり、その重要性や継続性に鑑み、各団体の申請に沿って交付決定するものでございます。なお、7ページから12ページに、各団体の「交付申請書」の写しを添付しておりますので、後ほどご参照ください。

---

続きまして、議案第14号でございます。13ページをお開きください。

本議案は、会計監査人の報酬の変更について監事の同意を得ましたので、定款第26条に基づき、承認を求めるものでございます。

変更後の金額は、2の「監査報酬」に記載のとおり、660万円とするものでございます。

---

続きまして、議案第15号でございます。15ページをお開きください。

本議案は、令和8年度の事業計画の承認を求めるものでございまして、5つの公益目的事業と2つの収益事業の内容についてご説明します。18ページをお開きください。はじめに、1の「相互救済事業」でございますが、表にございますとおり、令和8年度の分担金収入につきましては、建

物共済で90億円余、5.73%の増、自動車共済で32億円余、1.55%の増を見込んでおります。

表の下の記載でございますが、令和8年度も高額な火災による災害共済金の請求が繰り越されているため、流動負債である支払備金が高止まりしており、事業収支は予断を許さない状況にあります。

次に、20ページをお開きください。2の普及啓発事業でございますが、近年、ごみ処理施設の火災が増加しており、図表の棒グラフのとおり「支払備金」が高止まりしていることを踏まえ、火災事故防止対策を積極的に行ってまいります。

次に、3の資金融資事業でございますが、令和8年度は、約79億円の融資を予定しております。

次に、21ページ、4の防災専門図書館事業でございますが、図書館開設70周年に関連する企画展を開催するほか、「防災ライブラリー通信」など、自治体への情報発信に取り組んでまいります。

次に、5の防災その他の事業でございますが、(1)は「都市防災推進セミナー」や「防災フォーラム」の開催、(2)は議案第13号で説明いたしました助成事業を実施してまいります。

22ページをお開き下さい。6の日本都市センター会館事業でございますが、2段落目「ホテル部門」は、コロナ禍における落ち込みから一転、令和7年度は過去最高の「営業総利益」を見込んでおり、8年度も一層の収益増加に努めてまいります。

最後の「なお書き」の段落でございますが、コロナ禍を契機に「日本都市センター会館の在り方」を検討してまいりましたが、有識者会議の意見を踏まえ、今後の運営方針を「会館事業は継続し、公益社団法人としての意義を尊重しながら事業の安定性及び価値の向上を図る」とし、具体的な取組を進めてまいります。

最後に、7の保険手続きに関する事業でございますが、当期経常増減額は、1千700万円余の増（黒字）を見込んでおります。

以上が、令和8年度の事業計画となります。

---

続きまして、議案第16号でございます。

議案書類は、25ページ以降にございますが、本日は、その要点をまとめた「予算の大要」により説明いたしますので、35ページをお開きください。

はじめに、1の「事業別当期一般正味財産増減（総括）」の表頭の左側、公益目的事業でございますが、上段A、経常収益の合計は、122億7,490万6千円、中ほどのB、経常費用の合計は、125億634万7千円でございますので、その下Cの当期経常増減は、マイナス2億3,144万1千円となり、赤字となります。

これに、下の方のG欄にあります、公益法人認定法の定めによる「収益事業からの振替額」として、同額の2億3,144万1千円を加算することによりまして、最下段のJ、「当期一般正味財産増減」を、増減なし、としております。

この公益目的事業に、表頭真ん中の「収益事業」、その右側の「法人会計」の、正味財産の増減を加算した法人全体の「正味財産増減J」の「合計」は、右下隅になりますが、2億4,448万2千円の増の（黒字）となる見込みでございます。

36ページをお開きください。2の「事業別当期一般正味財産増減（明細）」でございます。（1）の公益目的事業でございますが、表側の2段目、「事業収益」中の「建物」の「分担金受取額」は、88億7千万円余で、前年度比4億9千万円余の増となりますが、これは主に、建築費指数の上昇によるものです。以上、中ほどAの経常収益の合計は、122億7千万円余で、前年度に比べ6億8千万円余の増となります。

次に、下段の事業費でございます。「建物」の「共済金支払額」は、114億4千万円余で、前年度比9億4千万円余の増となりますが、これは主に、ごみ処理施設の火災事故の増加によるものです。

その下、中ほど「地震災害見舞金」の内訳、「見舞金支払額」は、2億4千万円余で、これは前年度発生地震損害見込額を計上するものでございます。

次に、その下「異常危険準備金繰入額」は、38億円余で、これは規程に基づき、共済事業の一般正味財産の増加分を計上するものです。

この結果、下段のB、経常費用の合計は、125億円余となり、前年度

に比べ8億2千万円余の増となりますことから、公益目的事業の当期経常増減「A－B」は、2億3,144万円余の減の（赤字）となります。

次に、37ページ（2）の収益事業でございます。アの、会館事業でございますが、上段A欄、経常収益の合計は、34億7千万円余で、前年度比3億8千万円余の増となりますが、これは主に事業収益で、客室収益の増加を見込んだことによるものです。

次にその下、事業費は、ホテル運営に必要な会館運営委託費18億2千万円余などを、計上するもので、B欄、経常費用の合計は、30億1千万円余で、前年度に比べ1億1千万円余の増となります。

この結果、最下段、会館事業の当期経常増減「A－B」は、4億5千万円余の増の（黒字）で、前年度に比べ2億6千万円余の増となります。

次に、38ページをお開きください。3の「共済基金分担金の法人会計への充当額」は、表の上、法人会計の予算額2億2,264万円余に対し、業務方法書に基づき、表頭Bの合計2億2,234万円余を、共済基金分担金から充当いたします。

その下、4の「資金調達の見込み」でございますが、当期の借り入れの予定はございません。

5の「設備投資の見込み」でございますが、「公益目的事業会計」の「次期共済基幹システム開発」1億4千万円余や、中ほど「受水槽更新」1億8千万円余など、合計4億7千万円余を予定しております。

最後に、6の「特定資産」でございますが、減価償却引当資産に3億円の積立と、1億5千万円の取崩を予定しております。説明は、以上でございます。」

審議の結果、議案第13号から議案第16号の4件は、いずれも全員が賛成し、原案のとおり可決した。

- 
- オ 議案第17号 職員の旅費に関する規程の全部を改正する規程の制定について
  - カ 議案第18号 理事の報酬等及び費用に関する規程の一部を改正する規程の制定について
  - キ 議案第19号 職員就業規則の一部を改正する規則の制定について
  - ク 議案第20号 嘱託職員就業規則の一部を改正する規則の制定について

ケ 議案第21号 地区協議会等の設置に関する規程の一部を改正する規程の制定について

次に、議案第17号から第21号までを一括して、次のとおり説明を行った。

「はじめに、議案第17号についてご説明申し上げますので、39ページをお開きください。

本議案は、「職員の旅費に関する規程」の全部を改正する規程の制定について、承認を求めるものでございまして、「国家公務員等の旅費に関する法律」の一部改正等を踏まえ、本会の職員等の旅費に関し必要な事項を定めるため、この規程を制定するものでございます。

次に、45ページの議案第18号から53ページの議案第21号につきましては、いずれも、ただ今の議案第17号の「職員の旅費規程」の全部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。施行期日は、いずれも令和8年4月1日でございます。説明は、以上でございます。」

審議の結果、議案第17号から議案第21号の5件は、いずれも全員が賛成し、原案のとおり可決した。

-----  
オ 議案第22号 理事長の利益相反取引に係る承認について

高橋理事長職務代理者が議長を務め、議案第22号について、三富常務理事から次のとおり説明を行った。

「55ページをお開きください。本議案は、関係法令に基づき、現在福田理事長が市長を務めている川崎市との取引につきまして、承認を求めるものでございます。

1の「取引をする理由」、2の「取引の相手方、取引の内容等」は、記載のとおりでございますが、いずれの取引につきましても、本会の規程に基づき、他の団体と同じ条件で契約を行っております。説明は、以上でございます。」

審議の結果、議案第22号は、決議について特別の利害関係を有する出席理事（福田理事長）を除く他の出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

---

カ 報告第6号「監事の報酬及び費用に関する規程の一部を改正する規程の制定について（報告）」

報告第6号について、次のとおり報告を行った。

「59ページをお開きください。本報告は、先に説明した「職員の旅費規程」の全部改正に伴い、「監事の報酬及び費用に関する規程」の一部を改正するもので、監事全員の合意を得ましたので、規程に基づき報告するものでございます。説明は、以上でございます。」

---

キ 報告第7号「中長期経営計画に関する報告について（報告）」

報告第7号について、次のとおり報告を行った。

「63ページをお開きください。中長期経営計画の中間報告でございます。説明は「参考資料」でいたしますので、73ページをお開きください。」

はじめに、この計画は、通常の予測を超える大規模自然災害が一定の頻度で発生することを想定すると、本会の支払能力の一層の充実を図る必要があるため、財務の更なる健全化による持続可能な経営基盤の確立に向けて、取組期間を2023年度からの5年間とし、本会の全ての事務事業を対象に策定しました。

本日は、このうち、集中取組期間の3年間に特に力を入れて取り組んできた建物共済、自動車共済、地震見舞金に絞って報告させていただきます。

1の「建物」、「財務状況の推移（図表1）」をご覧ください。青い折れ線は、分担金収入に対する共済金支出の割合である損害率の推移ですが、2018、19年度の台風や豪雨による大規模災害の影響により、赤い収支均衡ラインの85%を超え、事務費が賄えない赤字の状態が3年連続で続きました。また近年は、ごみ処理施設の大規模災害が多発しており、波線で示すとおり、今後も収支均衡ラインを超える状態が続くと見込まれています。

次に、「これまでに講じてきた対策」でございますが、①、2022年度から雪災・土砂災害のてん補率を、風水災と同じ割合の50%に引き下げ、また、②、2023年度から分担金基率の総額を10%引き上げ、収支改善を図りました。

次に、「今後の取組（図表2）」でございますが、矢印の上は、「構造級ごとの損害率」の現状でございますが、1級物件の損害率は高く、3級は低いという不合理な状態です。これを、矢印の下のように損害率が平衡するよう段階的に是正するもので、2029年度の実施予定です。

次に、下の段、2の「自動車」、「図表3」をご覧ください。青い折れ線は、損害率の推移ですが、近年の修理費の上昇に伴い、今後は赤い収支均衡ラインの70%を超える状態が続き、収支の悪化が見込まれます。

「今後の取り組み」でございますが、①、「原因不明事故（発見事故）に対する対策」として、委託団体間の公平性を確保する観点などから、発見事故の場合は、免責金額を差し引いて共済金を支払う仕組みを2027年度から導入します。

②、「基率の改定」として、1ポツ目「図表4」ですが、共済種別間の損害率を是正するため、基率の適正化を図ります。また、2ポツ目ですが、「図表5」のとおり、近年の修理費高騰を踏まえ、分担金総額を激変緩和措置を講じた上で、5%程度引き上げます。いずれも2029年度の実施予定です。

74ページをお開きください。3の「地震災害見舞金の見直し」でございます。見舞金は、相互救済事業に影響を及ぼさないよう、資産運用益の範囲で賄う仕組みとして、正味財産の5%をその年度内の交付限度額として創設されました。しかしながら、「図表6」に示すとおり、近年は低金利の下、運用益の範囲内に収まっていない状態となっており、持続可能な制度となるよう再構築する必要があります。

「今後の取組」として、新制度では、交付限度額を正味財産の1.5%に縮小するとともに、委託団体の事務負担を大幅に軽減する仕組みとします。2027年度の実施予定です。以上が、中長期経営計画の期間中に取り組む内容でございます。

次に、4の「今後の課題と対応」でございます。まず、①の「風水雪災による損害」でございますが、本会の正味財産は、「図表7」の「緑色の折れ線」で示すとおり、2017年度末には631億円でしたが、2023年度末には425億円まで減少しています。建物共済の風水雪災による損害に対しては、正味財産の20%を、その年度内の共済金の支払限度額と

しています。

このため、正味財産の減少に伴い、図の「うすだいたい色の棒グラフ」で示している、支払限度額は、2022年度には85億円まで減少し、「水色の棒グラフ」で示している、2019年度の共済金支払実績額82億円に相当する水準まで低下しています。

②の、今後、風水雪災の支払限度額を引き上げ、補償を充実させるためには、少なくとも「図表8」の「工学的シミュレーション」で得られた風水雪災の期待値「A」と、その他の災害の期待値「B」の合計「200億円」に、さらに「手元流動資金C」の40億円を加えた「240億円」の「現金等残高」を確保する必要があります。

次に、③の「現金等残高のシミュレーション」ですが、現金等残高は、下の「図表9」の「青い折れ線」のとおり、2011年度の特例地震見舞金の交付や、建物分担金の引下げなどにより、36億円まで低下し、その後は徐々に回復しましたが、2018、19年度の大規模な風水災害を受け、融資資産から96億円を緊急避難的に取り崩すことで、緑の波線にある資金ショートを回避しました。

黄色の波線は、地震見舞金の少額化など「今後のリスクに備えた財務の健全化」の取組や、近年の災害状況等を踏まえ、作成した「資金収支見通し」による「現金等残高」のシミュレーションですが、その結果からは、大規模な風水災害などが発生しなければ、当面、資金ショートしないことが見込まれます。

しかしながら、「図表10」の「黄土色の棒グラフ」に示すとおり、建物共済の2024年度の支払備金は200億円を超え、分担金収入83億円の2.4倍にもなり、依然として厳しい財務状況であります。

最後に、5の「まとめ」になりますが、1ポツ目、シミュレーションの結果から、直ちに資金ショートの可能性は低いことから、計画当初見込んでいた2028年度の建物共済の分担金総額を引き上げる基率の見直しは見送ります。

2ポツ目、その一方で、自動車共済の分担金基率を引き上げ、地震見舞金の支払限度額を縮小する見直しを進めます。

3ポツ目、将来的に「現金等残高」が、240億円程度の水準に達する

と見込まれた時点で、風水雪災の支払限度額を引き上げるなどの補償の充実に努めてまいります。

いずれにしましても、今後、見直しを進めるに当たっては、会員市の皆様の理解が得られるよう、全地区幹事長会議や各地区の説明会などで、丁寧の説明してまいります。説明は、以上でございます。」

-----  
キ 報告第8号「代表理事の職務執行の状況について（報告）」

代表理事3名の職務執行の状況について、理事会等運営規程に定める別記様式「代表理事の職務執行報告」に基づき、次のとおり報告を行った。

「75ページをお開きください。本報告は、理事会等運営規程に基づき、令和7年5月1日から12月31日までの代表理事の職務執行状況について、ご報告するものでございまして、いずれも法令及び定款に則り、適切に職務を執行しております。

はじめに、77ページをお開きください。福田理事長の報告でございます。2の職務執行した内容は、(1)の「自身が決裁又は執行した」職務及び(2)の「内規の制定又は改廃に関する」職務は、記載のとおりでございます。(3)の「理事会の承認を要しない利益相反行為」に該当する職務はございません。

次に、79ページをお開きください。高橋理事長職務代理者の報告でございます。2の職務執行した内容は、(1)及び(2)に記載のとおり、いずれも自身が決裁又は執行した職務はなく、理事長職務代理者として関与した事項は、理事長の報告内容と同様でございます。(3)の利益相反行為に該当するものはございません。

最後に、81ページは、わたくし常務理事の報告でございます。2の職務執行した内容は、(1)及び(2)に記載のとおり、常務理事権限に基づき自身が決裁又は執行並びに内規の制定・改廃、若しくは関与を行いました。

82ページにまいりまして、(3)の利益相反行為に該当するものはございません。報告は、以上でございます。」

以上をもって議案の審議等を終了し、議長が出席者の発言について確認した

ところ、発言は無かったので、午後 2 時 3 2 分、議長は閉会を宣言し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和 8 年 1 月 2 8 日

代表理事 福 田 紀 彦 印

代表理事 高 橋 徹 印

代表理事 三 富 吉 浩 印

監 事 西 川 敏 印